

2024年5月25日～

宅地建物取引業免許申請等が

国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)により

オンライン化します



詳細はこちら



国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)とは?

国土交通省手続業務一貫処理システム(以降、「eMLIT」)は、インターネットを通じて国土交通省所管法令等に基づく申請・届出等を受け付けるシステムです。



対象手続き

eMLITを利用して以下の手続きについてオンライン申請を可能とし、大臣免許関係手続きについては都道府県経由事務廃止に合わせて運用を開始します。知事免許、宅地建物取引士関係手続きについては、順次運用開始を予定しています。

オンライン申請対応可能手続き一覧

- 宅地建物取引業免許申請(新規・更新)
- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出
- 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請
- 廃業等届出
- 宅地建物取引業者免許証再交付申請
- 営業保証金供託済届出
- 業務を行う場所の届出

※知事免許、宅地建物取引士関係手続きについては、順次運用開始を予定しています。

オンラインによる申請のメリット

メリット
1

会社・自宅からインターネットで申請が可能

会社や自宅のパソコンからインターネットで申請書類を作成し、申請ができますので、行政庁への訪問や郵送での申請が不要になります。

※従前どおり、紙媒体による申請も受け付けます。



メリット
2

前回申請データの再利用

前回申請したデータを利用した申請書が作成できますので、入力の手間が省けます。



メリット
3

エラーチェック

システムによるエラーチェックを行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りが少なくなります。



ご利用にあたっての注意事項

宅地建物取引業に関する免許申請については、「**gBizID プライム**」もしくは、「**gBizIDメンバー**」のアカウントが必要になります。事前にアカウントをご準備ください。

※詳細については、「GビズID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルを参照してください。

本チラシに関するお問い合わせ

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課

☎ 03-5253-8111

大臣免許関係手続に関するお問い合わせ

北海道開発局事業振興部建設産業課
東北地方整備局建政部建設産業課
関東地方整備局建政部建設産業第二課
北陸地方整備局建政部計画・建設産業課
中部地方整備局建政部建設産業課

011-709-2311
022-225-2171
048-601-3151
025-280-8880
052-953-8119

近畿地方整備局建政部建設産業第二課
中国地方整備局建政部建設産業課
四国地方整備局建政部計画・建設産業課
九州地方整備局建政部建設産業課
沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

06-6942-1141
082-221-9231
087-851-8061
092-471-6331
098-866-0031